

会 議 録

会議の名称	第9回事故防止委員会	
開催日時	平成19年 1月26日(金) 午後5時00分～午後7時40分	
開催場所	議会棟4階 第一委員会室	
議長(会長)氏名	金谷 京子	
出席者(委員)氏名	伊藤恵子、田中元三郎、久芳敬裕、西川 正、日置 司、金澤アサ、山岡藤子、永谷由紀枝、菊池美喜、小林令子、長谷川正三、山本敏雄	
欠席者(委員)氏名		
事務局(幹事)	新井 茂、木村安男、関根茂夫、矢崎美津枝、千葉淑子、山本克彦、矢嶋久司、赤羽根洋、田中輝夫	
会 議 事 項	会議内容	会議結果
	<ol style="list-style-type: none"> 1 第8回事故防止委員会会議録について 2 上尾市立保育所危機管理対応要領について 3 職員資質向上検討会報告書について 4 上尾市立保育所保育実施要領について 5 事故防止委員会報告書について 6 事故防止行動計画進行管理表について 7 保育所巡回指導結果について 8 その他 	傍聴15人
議事の経過	別紙のとおり	
会議資料	第8回会議録、上尾市立保育所危機管理対応要領(案)、職員資質向上検討会報告書、上尾市立保育所保育実施要領(案)、事故防止委員会報告書(案)、事故防止行動計画進行管理表、巡回指導報告書	
<p>議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成19年 3月15日</p> <p style="text-align: center;">署名人 <u> 金谷 京子 </u></p> <p style="text-align: center;">署名人 <u> 日置 司 </u></p>		

議事の経過

会議の経過

1 第8回事故防止委員会会議録について

委員長から、第8回事故防止委員会の会議録について承認をもとめ、異議がなかったため、承認された。

2 上尾市立保育所危機管理対応要領について

委員長から、上尾市保育所危機管理対応要領についての説明を求められ、

事務局から、「12月上旬の検討会で、職員や保護者の意見を含む修正を行い、その後、委員長、副委員長2名及び事務局で最終の確認を行ったこと。保健衛生に関する部分については、看護師が確認したこと。名称を対応要領と変更し、巻頭あいさつとしての『はじめに』を加えたこと。名称変更の意図は、巻頭あいさつの中に盛り込んだようにマニュアルとして一言一句守らなければならないものというのではなく、日々保育所職員等の活動を支援する立場で、保育所ごとの改善を加えていくものであること。」などが説明された。

委員長から、「いまだ本文中にマニュアルという言葉が出ているように、文言の最終的な統一・校正が必要である。」という発言に対して、

事務局から、「保育実施要領との整合を含めて、これから行っていく。」という説明があった。

西川委員から、「1点目として、11月に行った職員や保護者からの意見を踏まえ、要領の中に反映されていることと思うが、反映した意見や反映しなかった意見、またその理由について、明らかにすることが保護者の了解を得るという意味で必要である。2点目として、先ほど要領は保育所で改善をしていくものという説明があったが、どのような手順を踏んで行っていくのかガイドラインがあるとよい。定期的に年に1回など文章にすることも考えられる。」という発言があった。

日置委員から、「保育所ごとに見直しをしていくことが大事なことである。なぜなら、『子どものかみつき』という一事例でも、傷害事例と捉える者もいれば、成長の中の一過程と捉える者もある。考え方の違いがある中で、被害者側の傷を受けたというショックの大小は、その対応やそれまでの保育内容によって違ってくる。要領中にその保護者への説明を含めた対応が流れとしてあるが、一概に決められるものではない。保護者とともに実現していくことなので、保護者と保育士が日ごろから思いを伝え合い共有し、保育所ごとに定めていくことが必要である。」という発言があった。

委員長から、「見直しの方法や手順については、危機管理対応要領だけでなく、他の分野にも共通してくるものなので、後で議論したい。」という発言があった。

日置委員から、「保育所ごとの検討事項に該当する事項とも考えられるが、ケガなどの事故が起きた場合、どの程度のものを保護者に来てもらうのか、また児童が行方不明になった場合、どの程度捜した段階で保護者へ連絡するのかなどがわからない。保護者が保育所に駆けつけるような場合について、判然としない。」という発言があった。

山岡委員から、「昨年度から緊急時の連絡先の提出を受けているので、シミュレーション訓練を行うことについては必要であるという認識だが、具体的には検討の段階である。」という発言があった。

日置委員から、「実施の規模や、訓練によって収集するデータなど検討は必要である。」

という発言があった。

山岡委員から、「今年度は、保護者を招集しない形で、園舎内・外、散歩中などの場面を想定し、行方不明時の訓練を行ってきた。次の段階として、保護者に対してどのように連絡をしていくかということが課題となっている。」という発言があった。

久芳委員から、「これまで他の保育所や自治体の同様の冊子を見てきたが、この危機管理対応要領は完成度が高い。公立保育所だけでなく私立保育園でも活用できるような配慮をいただきたい。対応要領は、保管されて活用されないということも考えられるが、日々活用するようなチェックリストの項目は用意しているのか。」という発言に対して、

事務局から、「資料編として、課への報告の様式などとともにチェックリストは用意している。資料は、保育実施要領との関わりの中でまだ確定していない。」という説明があった。

委員長から、「資料編についても、委員会として検討したい。」という発言があった。

3 職員資質向上検討会報告書について

委員長から、職員資質向上検討会報告書についての説明を求められ、

事務局から、「これまでの検討会の内容を報告書にまとめたこと。全職員に対してアンケートを行い、保護者とのコミュニケーションについて悩み、具体的な研修としては、救急法や応急手当の研修を特に必要としている結果が出たこと。所長・副所長を中心に園内研修を深めていく必要があり、特に学んだことを発表する場を設けることで全体の資質の向上に資するということ。職員間のコミュニケーション不足という指摘に対して、このような研修を設けることで意欲的に取り組んでいくこと。研修計画では、基本方針を定めるとともに、具体的な項目も列挙していること。」などが説明された。

永谷委員から、「園内研修と同時に、他の保育所の視察についても重要性が話し合われたので、今後行っていきたい。」という発言があった。

伊藤副委員長から、「根本的課題を、職員間のコミュニケーション不足と結論付けているが、事故調査報告書でも指摘されているように、保護者との連携についても重点を置く必要がある。危機管理対応要領では、保護者との共同作業で保育所を作り上げていくという考えが根底にある。」という発言があった。

事務局から、「今年度は、上尾市内の保育施設に参加を呼びかけ実施した全体研修の中で、保護者とのコミュニケーションに関する講演研修を行った。保護者とのコミュニケーションについては、外部研修などで学ぶことはもちろんのこと、保育所内の円滑なチームとしての職員集団となることで取り組んでいくべき内容と考えている。」という説明があった。

委員長から、「今年度の研修の実績報告と、これからの具体的な予定については、資料としてまとまっているのか。例えば実績報告で言えば、研修の内容、対象者、参加人数などがわかる資料はあるのか。」という質問に対して、

事務局から、「内部研修としては、年齢別の担当保育士が参加する年齢別検討会についてのまとめや、外部の主催の研修については履歴をまとめたものがあるので資料として提出できる。」という説明があった。

委員長から、「園内研修で行った内容は、他の保育所に伝わるシステムについて、会議録による伝達は難しいとしても、研修のテーマだけでも何か伝わるようになっているのか。もしあるのであれば、それも資料として出して欲しい。」という発言に対して、

事務局から、「年齢別検討会の結果については、会議録を作成し、全保育所に戻し伝達している。しかし、各保育所の園内研修については課に予定を報告したが、保育所間で横の伝達はされていない。」という説明があった。

金澤副委員長から、「つくし学園では、外部研修を受講した後、全体に対してフィードバックの発表を行っている。これは大変理解が深まるので、紙での報告だけでなく発表の場を設けることを検討してほしい。」という発言があった。

日置委員から、「研修計画（案）の『はじめに』の中で、『昨年度の』と書かれている部分については、『17年度の』と記載するべきである。また、『事故調査報告書での指摘事項を踏まえ』と書くからには、どの点が欠けていたのか、どの点を重視したのかを明確にすることが必要である。『研修計画策定指針』の中で、箇条書きになっている部分に対する具体的なことがわからない。『自由活発な意見が言える職場』という項目でも、保護者会のアンケート調査では、保護者と職員間及び職員と職員間で自由に意見の言える環境ではなくなってきたとする結果が続いている。体質化しているのであれば、外部からの意見を取り入れて改善していく必要がある。会議は進行役次第で内容が大きく変わる。その意味でも外部の人に見てもらわなければならない。研修に対する予算の拡充を行い、外部講師を呼んだり、外部に出て行く研修を行える環境を整えて欲しい。」という発言があった。

永谷委員から、「過去には、外部の有識者に依頼し、保育所で無料の講義を開いてもらったこともあった。会議では、進行役を固定化せず、様々な職員が行うような配慮をしている所が多いが、外部の人間を交えてということは確かにやってこなかった。」という発言があった。

久芳委員から、「研修は即効性のあるものばかりではないので、計画を立てて行くには、よい研修計画となっている。」という発言があった。

田中委員から、「研修の中で特に重視しているのは、所長・副所長の研修である。望ましい職場づくりは所長・副所長の意識によって変わり、そのための外部視察は大変有効である。短時間でも多くの場所を見ることで、各保育所の工夫が見えてくる。公立間の異動だけではわからない組織の作り方やあり方なども参考になるものがあるのではないか。その内容を現場にフィードバックして活かしていくことができるよう、所長・副所長に時間を与え、実現できるような環境を整えていくことが必要である。また、講師に多大な費用がかかることはあるが、危機管理に携わる消防署職員や建設会社の職員、または市内の小児科医などは比較的安価で協力を得ることができる。共有方法もビデオに残すなどして活用できる。」という発言があった。

西川委員から、「検討会では、具体的な課題を盛り込むべきという話をしてきた。具体的には、保護者と職員間のコミュニケーションと、職員と職員間のコミュニケーションの課題を普遍的な問題として取り上げてはどうかと提案してきた。後者のコミュニケーションに対しては、田中委員の発言の通り、所長・副所長の研修を重点的に行うことが重要である。外部の視察に対しても、特に後者のコミュニケーションの部分について、会議を見せてもらえるようにしたらどうか。会議を公開にしている保育所もあるので、場の空気を感じることで書面ではわからない部分を体験してほしい。」という発言があった。

委員長から、「上半期の結果から、課題や具体的な研修のテーマ・内容などについては、すでに浮かんでいるものがあるのではないか。そのあたりを含めてさらに検討会で案を練り直して欲しい。」という発言があった。

4 上尾市立保育所保育実施要領について

委員長から、上尾市立保育所保育実施要領についての説明を求められ、

事務局から、「マニュアルからの実施要領への名称変更のこと。9頁の『5 保育内容の設定について』では、上尾の保育の良い面を図などを交えながら説明すること。その

後で、『目次』や『1 はじめに』の中にあるように、上尾保育所事故の評価・検討を行うこと。11 頁の『(3) 記録』について、第三者への説明のために記録を残すこと。保育所保育指針などの見直しに合わせ、今後この保育実施要領を見直す必要があること。21 頁の『13 職員の職務、情報交換、研修について』の中では、保育所職員研修計画の内容が再掲されていること。」などが報告された。

永谷委員から、「全体の計画はもちろんのこと、各保育所独自の計画・特色を立てて児童の保育にあたるための話し合いが現在行われている。充実した保育となるよう検討したい。」という発言があった。

伊藤副委員長から、「常体と敬体が混在しているので最終的に統一して欲しい。また、章立てとして『はじめに』を『1 はじめに』と組み込むのかは、他の要領と統一させていかなければならない。」という発言があった。

委員長から、「保育実施要領についてはいまだ完成には程遠く、3月までに焦ってまとめるよりは、項目だけ先に委員会で定めて、内容については時間をかけて検討してほしい。その際は、報告書のまとめの中に、検討中である旨記載していく。」という発言があった。

5 事故防止委員会報告書について

委員長から、事故防止委員会報告書についての説明を求められ、

事務局から、「主題を『事故防止委員会報告書』、副題を『上尾市保育所事故防止行動計画』とすること。2つの要領及び事故防止行動管理表がこの中に位置づけられること。事故防止委員会の組織図の確認及び来年度の体制に関すること。ただし、事故防止行動計画に対する委員会の提言が必ずしも全て盛り込まれているわけではなく、あくまで叩き台であること。」などが報告された。

委員長から、「1点目は、副題に関して、『上尾市事故防止行動計画を受けて』の方が適当ではないか。計画のみを議論してきたわけではなく、そのことを含ませるさらに良い案があればそちらの方がよい。2点目は、来年度の体制に関して、さらに説明が必要である。」という発言を受けて、

事務局から、「(仮)上尾市保育所保育運営・安全審査会(以下 審査会)は、市の職員を含まない第三者委員によって組織されるもので、保育運営検討会(以下 新検討会)は、保育所職員を構成員とする組織であり、直接の関わりはない。審査会は、第三者の視点から再発防止対策の確実な実施、改善策の成果・評価を行うための検証機関である。新検討会は、自らの保育の見直しや各種の要領の見直しのスタッフとしての位置づけを考えている。現行の事故防止委員会との関わりで言うと、3種の検討会は一つになり保育所職員で構成される新検討会となる。新検討会で討議した内容が所長会議で議論され最終決定となる。審査会では、職員が行う保育の見直しや要領の見直し等の評価や助言、検証を行う機関となる。」という説明があった。

田中委員から、「矢印の行き先が判然としないので、図の改良が必要である。」という発言があった。

山本委員から、「来年度は、2つの要領を含め委員会で提言を受けたことについて保育所現場で活用していくことになる。活用していく中で改善に対する要望が高まってくることが予想され、その際に検討するメンバーとして、所長はもちろんのこと副所長、主任保育士などが集まり検討会を開くということになる。修正改善を重ねたものを審査会はチェックしてもらい役割を担っていく。上尾市保育審議会に対しては、審査会で受けた評価などについて、重要なものについては諮ったり、報告したりする必要のあるものも出てくると考えている。」という発言があった。

委員長から、「現在、行動計画進行管理表等でチェックすべき項目を列挙しているように、要領などを活用していく中で、問題となった点、その改善策などが審査会に報告され評価を受けるということになるのか。」という質問に対して、

山本委員から、肯定の回答があった。

委員長から、「それでは、各事項に対する見直しということについて、議論を進めたい。要領の見直しについては、保育所職員からなる新検討会や所長会議で行い、審査会で評価を受けるということは理解できたが、実際の保育そのものの見直し評価についてはどのような手順を踏んでいくのか。」という質問に対して、

山本委員から、「保育そのものという、それは保育実施要領に表れてくるものと考えているので、先の手順の通りである。」という発言があった。

委員長から、「要領だけで保育を判断すると、要領が全てとなり要領は必ず守らなければいけないということになってしまう。そうではないとすると、何を基準に保育を判断するのかわからない。審査会が行う評価のポイントはどのようなものなのか。」という発言があった。

山本委員から、「事故防止委員会をそもそも開いたのは、事故調査報告書から学んだ提言を進行管理表にまとめ、短期のものについては17年度中に実施し、18年度に改善提案をまとめてきた。改善提案は次の課題へとつながっていくものであり、その取り組みや結果について助言評価をもらうということになる。進行管理表のチェックということが役割の一つである。また、公開保育に関しても、助言をいただければと考えている。評価する範囲が広すぎるということであれば、審査会委員と協議して分野を絞っていきたい。」という発言があった。

委員長から、「今回事務局から提案があった19年度の体制については、さらに検討を必要とするので、事務局側も再検討し、委員も検討してくるということをお願いしたい。」という発言があった。

日置委員から、「保育と危機管理は切り離せない関係にあり、どちらか一方を見直せば良いという問題ではない。すべて危険な要素を取り除けば安心で安全な保育なのではなく、保護者との関わりの中で決まってくることなので、保護者が携われる場を設置してほしい。」という発言があった。

西川委員から、「事故防止委員会の委員として保護者代表として2人入っていることの意味を考え直してほしい。これまで上尾市立の保育所では外部の意見が入りにくい状況にあったし、保護者の考えを発言する場がほとんどなかった。事故調査委員会が外部委員を含めて構成されたのも、内部だけでは解決が見出せないという判断からであったと思う。外部からチェックするのではなく、今回初めて議論の場に保護者が携わったのは、皆で考えないと、事故防止や保育の質の向上につながらないということから始まったことであると考えている。保護者が考えていることが伝わっていないという実感が保護者と保育士の間で目標の共有化ができない一因である。誰か一人の責任ではなく、自分たち自身の問題であることを保護者にも伝えたいという思いがあった。来年度の体制の中に保護者が入っていないことは、残念である。計画を立てたのがこの委員会なので、その見直しはこの委員会で行うべきであると考えている。現場で質の高い安全な保育を目指すには、保護者とともにでなければできないし、子どもにとってよい時間になるよう努力するのは保護者と保育士なので、図で表すなら保護者と保育士が中心となるべきである。所長会や子ども家庭課が保育所を指揮監督するという意識では、保育所は議論がないままにやらされているという感覚になり、できないという声をあげることができない。中心にあるのは保育所でそのバックアップをするという意識でなければならない。」という発言があった。

山本委員から、「保護者との保育所の懇談は月に1回程度行われているので、意見交換

という点では行っていると考えている。図では保育所と保護者を一体として捉えているのであえて書かれていない。また、保育審議会では保護者の代表としての委員にも入ってもらっている。その場で意見を聞くということもできるようになっている。図の書き方としての工夫は確かに必要である。」という発言があった。

日置委員から、「保育審議会は事故が起きてから1回しか開かれていない。その場でこの計画については議論ができるとは考えられない。保護者との懇談については、役員会などで保育所ごとに議論するのは、保育所ごとのケガに対する問題や過去の事例などに限られ、全保育所で作り上げたものに対する評価は保育所ごとの保護者との懇談ではできないので、新たな場が必要である。保育所ごとの見直しというレベルと全保育所が作り上げていく修正点などの見直しのレベルでは異なるので、先ほどの作り方では対応できない。」という発言があった。

久芳委員から、「審査会には、保護者を入れないのか。」という質問に対して、

長谷川委員から、「審査会は、事故防止委員会の報告書の中で最終的な提言として、盛り込んでいきたいので、事故防止委員会の現在の表現があいまいであれば、よりよい提言をいただきたい。」という発言があった。

委員長から、「その提言の一つとして保護者を入れてはどうかということが挙げられている。この叩き台の中では、進行管理表をもとに継続して全体の保育の内容について評価していくという風に読めるが、要領に対する見直しについては読み取ることができない。」という発言があった。

山本委員から、「要領の見直しについては、基本的なことなので記載していない。保育実施要領については頻繁に変更することもないと思うが、危機管理対応要領は、日々の安全に関する部分なので見直しを頻繁に行っていく必要があると考えている。」という発言があった。

委員長から、「保育の内容についてさらに議論する中で、要領に加えるべき点など出てくることと思う。現在行っている保育に基づいてまとめている要領なので、時代に合わせて変化し、また保育所保育指針が改正になるのでそれも加味していく必要がある。その修正作業を新検討会で行い、その評価を審査会が行うということである。その方針でよいのかどうかということである。」という発言があった。

日置委員から、「管理表などをもとに実施結果を報告する作業は所長会議ではなく保育所である。」という発言に対して、

山本委員から、「全体の意見集約や分析を行うのは新検討会になるが、その前段階としての保育所ごとの見直しは保育所全体で行うことになる。」という発言があった。

委員長から、「事故防止委員会では、要領と進行管理表を成果物として提出するので、その成果物の評価・検証を引き続き審査会で行うということは確認してよいか。」という発言があった。

西川委員から、「所長会議の役割は何か。」という質問に対して、

山本委員から、「新検討会から挙がってきた修正案などを確認し、子ども家庭課と協議を行い最終的な判断を行う場所である。その判断までに対して審査会で評価をしてもらうことになる。」という発言があった。

委員長から、「審査会の助言は、その判断を覆すほどの権限を持っているわけではないということか。」という発言があった。

山本委員から、「保育の専門家の助言なので大いに聞いていきたい。その助言を保育所や新検討会で検討し、適さないということであれば、所長会で最終的には見送ることになる。」という発言があった。

日置委員から、「結局内容を検討する段階では、保護者は入っていないということがここに示されている。」という発言があった。

山本委員から、「図としてはそうになっているが、改善提案が保護者から出され所長会議で議論され決定されるということも十分に考えられることである。」という発言があった。

西川委員から、「そのやり方ではうまくいかないということが何年も前から聞こえてきている。事故調査報告書の中でも、保護者からの訴えが解決にいたらなかったということも書かれている。職員会議の他に保護者の意見について考える場が必要な段階にきている。保育所で信頼関係が築けるような環境作りが必要である。信頼が回復し現場でうまくコミュニケーションがとれるようになってきたという声が聞こえてくるまで保護者は入っているべきである。保育所での保護者会の現状を聞く限りではその段階には至っていない。外部有識者や子ども家庭課とともに一つのテーブルを囲んでいることが信頼につながっているので、まだこのテーブルは必要とされているということは理解してほしい。所長会保護者会会議でも、両者の溝は深いということもわかったが、話をしていけば分かり合える部分もあるということもわかってきている。所長とだけでなく課ともこうした場を続けることの必要性を感じているところである。」という発言があった。

山本委員から、「現状からの判断だけでなく、保育所でのコミュニケーションのとり方を研修していくという計画となっているので、保育所の風通しも少しずつ改善していくものと考えている。」という発言があった。

委員長から、「来年度のシステムと報告書の内容についての提案を持ち寄るとのこととする。」という発言があった。

6 事故防止行動計画進行管理表について

委員長から、事故防止行動計画進行管理表についての説明を求められ、

事務局から、12月28日に短期計画について成果の分析を保育所から提出を受けまとめを記載したことなどが説明された。

委員長から、「評価の分析の次の段階は『改善』ではなく、『次への課題』である。」という発言があった。

西川委員から、「1つ目は、事故調査報告書では、保護者の意見を聞いてともに作り上げていくという姿勢が求められている。それにも関わらず、保護者からの意見を『苦情』としか捉えられない姿勢がそもそも間違っており、その姿勢である限り保護者はこうした場にいることが必要である。保護者の意見そのものが保育の中身を反映するものではないか。相談・意見・苦情を並列に書くと混同してしまうので分けて考えるか、そもそも苦情という考えを捨てて、意見への対応ということで聞いていくことが必要である。意見の種類を分け、個別に対応すべき意見と、保護者間で意見が分かれる場合はクラス会などで対応すべき意見などと判断すべきである。ケガに対する意見でも、ケガ容認派と否定派が混在しているので、両者の意見を保護者間でも話し合える場を設け合意形成を図るべきである。もし、個別に対応していれば合意することなく思いが平行線となってしまう、苦情と判断される結果になっている。さらに難しい事例に対しては所長を交えた解決を見出すなど方法は複数存在している。意見に対する意識や対応について考え直す必要がある。2つ目は、Ⅱ-2-①（園だより等の情報提供のあり方の見直し）の中で健康記録カードについては、保護者会所長会会議の中で複写式については当面使用しないということになっている。また、連絡帳については、お互いの気持ちを伝えあうという役割をはたすものにしたいたいという思いがある。健康管理に関するデータを毎朝必要とするのであればその内容を含めて別様式を定めていくことが会議の中で話し合われた。」という発言があった。

委員長から、「例えば、Ⅰ-1-③（場面転換時の子供の動静確認のルールの確立）で

は、『改善』として、『時間にとらわれず』となっている。これは、時間を決めて行うことがやりにくいという意見から出てきていると思うが、どう考えたらよいのかわからない。つまり、30分という時間が短いのか、場面が転換しなければ確認の必要はないと捉えているのかわからない。」という発言があった。

永谷委員から、「児童が今どこにいるのかを頭に入れながら、少なくとも30分ごとに確認を行い、記録のできる時に行っている。」という発言があった。

山岡委員から、「30分おきに確認しようと始めたが、保育士から遊びが中断するなど理由があり難しいということになってきた。30分よりも頻繁に確認しなければいけない時もあるし、集中して遊びこんでいれば30分という時間を意識しない時もあるということである。」という発言があった。

委員長から、「やりにくいからやりたくないというような捉えられ方もされかねない表現になっているので、明解な表現にしていく必要がある。」という発言があった。

田中委員から、「内容としては、場面が切り替われば30分でなくとも確認するし、長く同じ遊びをしていることがわかっているのであれば、30分以上かかっても確認しなくても把握できるということを総合して考えて、子どもの安全を考えていくということである。」という発言があった。

久芳委員から、「Ⅱ-3-①（保護者との協議の定例化）の『問題点と課題』の中で、『少数意見が聞けない』となっているが、経験では多数か少数かはわからないこともあり、普通に言ってくる意見に対して意識が薄くなってしまいうということもあるようである。したがって、そのような意見にはより注意を行っていかねばならないと考えるが、その分析や対応策が載っていないがどう考えているのか。」という質問に対して、

山岡委員から、「毎月行っている保護者会の役員会などで意見の収集を行っている中で注意を行っているし、保護者会発行の便りからも意見を感じとっている。

日置委員から、「先ほどの連絡帳の中で、書面でのやりとりでは誤解が生じやすいので責任を持って記入するということが書かれているところを見ると、言ったか言わないかの証拠のために記入しているように思えるがそうではない。少数意見というのは、保護者が悩んでいることや不安に思っていることなど具体的な内容を指しているもので、そのコミュニケーション手段として使わない手はない。保護者からすれば、連絡帳に書いてほしいことは、名前ではなく保護者への回答である点ある。また、事故に対する報告書も課にあがっているというが、それも当該保護者ではなくても、保護者の視点からの意見を入れるべきではないか。そのほか、報告書案を読む限り保護者との認識のずれを感じざるをえない。」という発言があった。

委員長から、「『改善すべきこと』について、保育所ごとに提出されたものを課がまとめたということで、所長会で合意形成した意見ではないということか。」という発言があった。

日置委員から、「白紙の部分についてはどの保育所からもあがってこなかったということか。」という発言があった。

事務局から、「おおまかなものを掲載している。」という説明があった。

山岡委員から、「所長会では、検討会に関係する部分について出席している所長が説明を行いながら目を通して。すべてについて議論が及ぶことはないが、ヒヤリハットマップや人数チェックなどは議論し、各保育所で考えた様式などを持ち寄って使いやすいものの検討などを行っている。先ほどの連絡帳のサインについては、名前を書くから回答をないがしろにするのではなく、回答をしっかりとするために名前を書くという意識である。」という発言があった。

日置委員から、「連絡帳は、とにかく返したいという気持ちがあるのであればその気持ちが見える回答であればいい。人数チェックも時間にこだわるのではなく必要なときに

確認をするという意味を読み取れる表現になっていない。もしくは読み取れないほど距離が遠くなっているということでもある。」という発言があった。

委員長から、「進行管理表は、この場でも誤解や理解できない部分があるので、ましてやこのまま外部に出すことはできない。進行管理表の作成の経緯や各項目がどの時点でどのような背景があって提出されたものなのか等の作成過程を明らかにしなければならない。ここに表れているものが所長会で話し合われた結果としての全てではないということも説明しなければ誤解は増す一方である。」という発言があった。

7 保育所巡回指導結果について

委員長から、保育所巡回指導についての説明を求められ、

事務局から、保育所からあがってきた巡回指導を受けた感想や効果・課題などについての報告及び説明があった。

委員長から、「16 か所それぞれ特色のある保育所であった。所長を始めとする職員も外部者の視点をもって見て回ってほしい。」という発言があった。

西川委員から、「『先生からの感想とアドバイス』の中で、『家族支援論から保育所と保護者を繋ぎ、支援をする保育者の役割』としてあがっているが、この具体的な内容について聞きたい。」という発言に対して、

委員長から、「保護者とコミュニケーションをとる具体的な方法や、問題を抱える保護者に対する接し方などについてである。所長や副所長の世代では学問として習得していないので、取り組みについて話してきた。個別の事例から考えたこともあった。」という発言があった。

8 その他

委員が考えることになっているものについては、2月10日を目途に事務局である子ども家庭課に提出し、事務局は意見をまとめる作業を行うこととする。

次回は、3月2日（金）18：00から開催し、最終的な確認のため、3月22日（木）15：00からを予定する。